

指導監査項目及び指導監査事項（社会福祉法人）

項 目	指導監査事項	備 考	根 拠
I 組織運営			
1 定款	<p>1 定款準則に準拠していること。</p> <p>2 定款の変更が所定の手続きを経て行われていること。</p>		<p>定款準則</p> <p>法第 43 条 施行規則第 3 条</p>
2 役員			
(1)定数・現員	1 欠員が生じていないこと。	法律上はその定数の3分の1までは欠員が認められているが、1名でも欠員が生じた場合には、速やかに補充が行われることが望ましいこと。	法第 37 条 審査基準第 3-6-(2)
(2)選任・任期	<p>1 役員を選任する手続きが、定款の定めに従って行われていること。</p> <p>2 役員が任期が明確になっていること。 なお、補欠の役員は、前任者の残任期間であること。</p> <p>3 評議員会を設置する場合は、評議員会において役員を選任することが適切なこと。</p>	<p>選任関係書類は、次のとおり。</p> <p>① 理事会議事録(評議員会議事録)</p> <p>② 就任承諾書</p> <p>③ 履歴書</p> <p>④ 委嘱状</p>	<p>定款準則第 7 条</p> <p>法第 36 条第 2 項 審査基準第 3-6-(3) 定款準則第 6 条</p> <p>審査基準第 3-4-(3) 定款準則第 7 条備考</p>
(3)適格性	1 欠格事由を有する者が選任されていないこと。	<p>欠格事由は次のとおり。</p> <p>① 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>② 生活保護法、児童福</p>	法第 36 条第 4 項

	<p>2 関係行政庁の職員が法人の役員となっていることは適当でないこと。</p> <p>ただし、社会福祉協議会にあっては役員の数数の5分の1までは差し支えないこと。</p> <p>3 実際に法人運営に参画できない者が名目的に選任されていることは適当でないこと。</p> <p>4 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に理事長に就任したり、役員として参加していることは適当でないこと。</p> <p>5 役員の数額は勤務実態に即して支給しており、役員報酬規</p>	<p>祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>④ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員</p> <p>「勤務実態に即して支給する」こととされている役員報酬について</p>	<p>審査基準第 3-1-(1)</p> <p>審査基準第 3-1-(2)</p> <p>審査基準第 3-1-(3)</p> <p>定款準則第 8 条 審査要領第 3-(6)</p>
--	---	---	---

<p>3 理事</p> <p>(1)定数</p> <p>(2)適格性</p>	<p>程等を整備した上で支給していること。</p> <p>定数は、6名以上であること。</p> <p>1 各理事について、親族等の特殊の関係のある者が定款に定める数を超えて選任されていないこと。</p>	<p>は、当該法人の人事労務、財務、運営等の職務を分掌するなど経営管理に携わる役員はその対象となるものであり、それらの役員に対しては必ずしも一般職員と同様の勤務体制を求めるものではないこと。</p> <p>親族等の特殊の関係のある者とは次のとおり。</p> <p>① 当該役員と民法に定める親族関係にある者</p> <p>② 当該役員とまだ婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者</p> <p>③ 当該役員の使用人及び当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者</p> <p>④ ②又は③の親族で、これらの者と生計を一にしている者</p> <p>⑤ 当該役員が役員となっている会社の役員、使用人及び当該会社の経営に従事する他の者並びに当該会社の同族会社の使用人であって、役員と同等の権限を有する者</p> <p>⑥ ①～④の者と同族会社の関係にある法人の役員及び使用人</p> <p>また、親族等特殊の関</p>	<p>審査基準第 3-2-(3) 定款準則第 5 条備考</p> <p>法第 36 条第 3 項 審査基準第 3-2-(4) 定款準則第 5 条備考(2)</p>
--	---	---	---

	<p>2 当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者が理事総数の3分の1を超えていないこと。</p> <p>3 社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が理事として参加していること。 また、社会福祉協議会にあっては、その区域において社会福祉事業を営む団体の役員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。</p>	<p>係がある者は、理事の定数に応じて以下の人数を超えてはならないこと。</p> <table border="0"> <tr> <td>理事定数</td> <td>親族等の人数</td> </tr> <tr> <td>6～9名</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>10～12名</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>13名～</td> <td>3名</td> </tr> </table> <p>次のような者は、社会福祉事業について学識経験を有する者であること。</p> <p>① 社会福祉に関する教育を行う者</p> <p>② 社会福祉に関する研究を行う者</p> <p>③ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者</p> <p>④ 公認会計士、税理士、弁護士等社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者</p> <p>次のような者は、地域の福祉関係者であること。</p> <p>① 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役員</p> <p>② 民生委員・児童委員</p> <p>③ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等</p>	理事定数	親族等の人数	6～9名	1名	10～12名	2名	13名～	3名	<p>審査基準第 3-2-(5)</p> <p>審査基準第 3-2-(6)、(8) 審査要領第 3-(1)、(2)</p>
理事定数	親族等の人数										
6～9名	1名										
10～12名	2名										
13名～	3名										

<p>(3)代表者</p>	<p>4 当該法人の経営する社会福祉施設の長等が1名以上参加していること。</p> <p>ただし、評議員会を設置していない法人にあつては、施設長等施設の職員である理事が理事総数の3分の1を超えてはならないこと。</p> <p>1 理事長は、各理事の意見を十分に尊重し、理事会の決定に従って法人運営及び事業経営を行っていること。</p> <p>なお、代表権の制限を行う場合には、組合等登記令（昭和39年政令第29号）に基づき、その内容を登記すること。</p> <p>2 代表権を有する理事が複数いる場合には、各理事と親族等の特殊な関係にある者のみが代表権を有する理事とすることは適当でないこと。</p> <p>3 理事長の職務代理</p>	<p>④ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者</p> <p>⑤ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員</p> <p>⑥ その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者</p>	<p>審査基準第 3-2-(7) 審査要領第 3-(3)</p> <p>法第 38 条 審査基準第 3-2-(2) 定款準則第 5 条第 3 項、同条備考(4)、(5)、第 9 条第 1 項</p> <p>法第 38 条 審査基準第 3-2-(2)</p> <p>定款準則第 10 条</p>
---------------	--	---	--

<p>4 監事・監査</p>	<p>が指名されていること。</p> <p>1 理事、評議員及び職員又はこれらに類する他の職務を兼任していないこと。</p> <p>2 1人は法第44条に規定する財務諸表等を監査し得る者であること。 また、1人は社会福祉事業について学識経験を有する者又は地域の福祉関係者が加わっていること。</p> <p>3 他の役員と親族等の特殊の関係がある者でないこと。</p> <p>4 当該法人に係る社会福祉施設の整備、運営と密接に関連する業務を行う者であってはならないこと。</p> <p>5 理事の業務執行の状況、当該法人の財産の状況、特に当該法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書について毎年定期的に十分な監査が行われていること。</p> <p>6 財産状況等の監査は、公認会計士、税理士等による外部監査の積極的な活用を図ることが適当であ</p>	<p>監事については、「地域福祉関係者」のうち「自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者」は含まれない。</p>	<p>法第41条 審査基準第3-3-(1) 定款準則第7条第3項</p> <p>審査基準第3-3-(2),(3) 審査要領第3-(2)</p> <p>審査基準第3-3-(4) 定款準則第5条第4項</p> <p>審査基準第3-3-(5)</p> <p>法第40条第1号、第2号 定款準則第11条第1項</p> <p>審査基準第3-5-(1)</p>
----------------	---	--	---

<p>5 理事会 (1)審議状況</p>	<p>ること。 特に、資産額が100億円以上若しくは負債額が50億円以上又は収支決算額が10億円以上の法人については、その事業規模等に鑑み、2年に1回程度の外部監査の活用を行うことが望ましいものであること。これらに該当しない法人についても、5年に1回程度の外部監査の活用を行うなど法人運営の透明性の確保のための取組を行うことが望ましいものであること。</p> <p>7 監査を行った場合には、監査報告書が作成され、理事会、評議員会及び所轄庁に報告後、法人において保存されていること。</p> <p>1 開催手続きが定款の定めに従って行われ、理事会が定款に定める定足数を満たして有効に成立していること。</p> <p>2 議決が定款の定めに従って、有効に成立していること。</p> <p>3 理事会への欠席又は書面による議決権の行使が継続している理事がいないこ</p>		<p>法第40条第3号～第5号 審査基準第3-3-(2) 定款準則第11条第2項、第3項、同条備考</p> <p>定款準則第9条</p> <p>定款準則第9条第5項～第8項、同条備考(4)、(5)</p> <p>審査基準第3-2-(1) 定款準則第9条備考(2)、(3)</p>
--------------------------	---	--	---

<p>(2)記録</p>	<p>と。</p> <p>4 理事会の要議決事項について審議され、議決が行われていること。</p> <p>議事録は、正確に記録され、保存されていること。</p>	<p>理事会の要議決事項は次のとおり。</p> <p>① 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告</p> <p>② 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</p> <p>③ 定款の変更</p> <p>④ 合併</p> <p>⑤ 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定</p> <p>⑥ 社会福祉事業に係る許認可、寄附金の募集その他の所轄庁等の許認可を受ける事項</p> <p>⑦ 定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規則の制定及び変更</p> <p>⑧ 施設長の任免その他重要な人事</p> <p>⑨ 金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約（軽微なものを除く。）</p> <p>⑩ 役員報酬に関する事項</p> <p>⑪ その他、この法人の業務に関する重要事項</p> <p>なお、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告すればよいこと。</p> <p>議事録記載事項は次のとおり。</p> <p>① 開催年月日</p> <p>② 開催場所</p>	<p>法第 24 条</p> <p>法第 46 条第 1 項第 1 号</p> <p>法第 49 条第 1 項</p> <p>審査基準第 2-2-(2)</p> <p>イ、第 3-6-(4)</p> <p>定款準則第 8 条第 3 項、第 9 条第 1 項、同条備考(1)、第 12 条第 2 項、同条備考一(評議員会の権限)の条、第 14 条、第 17 条、第 18 条第 1 項、第 20 条、第 21 条、同条備考一、二、第 22 条、第 23 条、第 24 条、第 25 条第 1 項、第 27 条</p> <p>定款準則第 9 条第 8 項</p>
--------------	--	--	---

<p>6 評議員・評議員会</p>	<p>1 評議員会を設けること。ただし、次に掲げる事業のみを行う法人については、この限りではない。</p> <p>① 都道府県又は市町村が福祉サービスを必要とする者について措置をとる社会福祉事業</p> <p>② 保育所を経営する事業(保育所を経営する事業と併せて行う子育て支援拠点事業と一時預かり事業のいずれか又は両方の事業を含む。)</p> <p>③ 介護保険事業</p> <p>2 評議員の定数及び現員は、理事の2倍を超えていなければならないこと。</p> <p>3 各評議員について親族等の特殊の関係のある者が定款に定める数を超えて選任されていないこと。</p> <p>4 当該法人に係る社会福祉施設の整備、</p>	<p>③ 出席者氏名(定数)</p> <p>④ 議案</p> <p>⑤ 議案に関する発言内容</p> <p>⑥ 議案に関する表決結果</p> <p>⑦ 議事録署名人(議長及び当該理事会において選出された理事2名)の署名又は記名押印、その年月日</p>	<p>審査基準第3-4-(1)、(2)</p> <p>定款準則第12条備考一(評議員会)の条備考(1)</p> <p>審査要領第3-(4)</p> <p>法第42条第2項</p> <p>定款準則第12条備考一(評議員会)の条備考(2)</p> <p>定款準則第12条備考一(評議員の資格等)の条第2項、同条備考</p> <p>審査基準第3-4-(4)</p>
-------------------	--	---	---

	<p>運営と密接に関連する業務を行う者が3分の1を超えてはならないこと。</p> <p>5 地域の代表が参加していること。 また、社会福祉協議会にあっては、その区域において社会福祉事業を営む団体の役員及びボランティア団体の代表者が参加していること。</p> <p>6 評議員の選任、評議員会の開催、審議は定款の定めに従って行われていること。</p> <p>7 評議員会の要審議事項については、原則として、あらかじめ意見を聴いていること。</p> <p>8 評議員会への欠席が継続している評議員がいないこと。</p>	<p>評議員会の要審議事項は次のとおり。</p> <p>① 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告</p> <p>② 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄</p> <p>③ 定款の変更</p> <p>④ 合併</p> <p>⑤ 解散及び解散した場合の残余財産の帰属者の選定</p> <p>⑥ その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項</p> <p>評議員会への欠席が継続している評議員がいる場合には、十分な指</p>	<p>審査基準第 3-4-(5)、(6)</p> <p>審査基準第 3-4-(4)、(5) 定款準則第 12 条備考一（評議員会）の条第 2 項～第 8 項、同条備考(3)、（評議員の資格等）の条第 1 項、第 2 項</p> <p>審査基準第 3-4-(2) 定款準則第 12 条備考一（評議員会の権限）の条、同条備考 審査要領第 3-(5)</p> <p>定款準則第 12 条備考一（評議員の資格等）の条第 1 項</p>
--	---	--	---

<p>(2)事務手続</p> <p>3 公益事業 (1)必要性</p>	<p>社会福祉事業の収入を公益事業（関係法令通知により認められた事業を除く。）又は収益事業の支出に充てていないこと。</p> <p>3 関係機関との連絡が十分になされ、地域社会との協調が図られていること。</p> <p>事業の開始、変更及び廃止等に係る所要の手続が遅滞なく行われていること。</p> <p>1 社会福祉と関係を有し、公益性を有するものであること。</p> <p>2 公益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないこと。</p>		<p>2-2-(3) 審査要領第 2-(3) 「特別養護老人ホームにおける繰越金等の取扱い等について」（平成 12 年 3 月 10 日老人保健福祉局長通知） 「保育所運営費の経理等について」（平成 12 年 3 月 30 日児童家庭局長通知） 「障害者自立支援法の施行に伴う移行時特別積立金等の取扱いについて」（平成 18 年 10 月 18 日社会・援護局障害保健福祉部長通知） 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」（平成 16 年 3 月 12 日社会・援護局長等連名通知）</p> <p>法第 4 条、第 5 条</p> <p>法第 62 条～第 64 条、第 67 条～第 69 条</p> <p>審査基準第 1-2-(1)、(2)、(5) 審査要領第 1-2</p> <p>法第 26 条第 1 項 審査基準第 1-2-(3)</p>
---	--	--	--

	<p>3 事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。</p> <p>4 会計が、社会福祉事業及び収益事業と明確に区分され、特別会計として経理されていること。</p>		<p>審査基準第 1-2-(4)</p> <p>法第 26 条第 2 項 定款準則第 16 条</p>
<p>(2)剰余金が出た場合の処分</p>	<p>剰余金が生じた場合は、公益事業又は社会福祉事業の経営に充てられていること。</p>		<p>審査基準第 1-2-(6) 定款準則第 21 条備考一 (剰余金が出た場合の処分) の条</p>
<p>4 収益事業 (1)必要性</p>	<p>社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令第 4 条各号及び平成 14 年厚生労働省告示第 283 号に掲げるものに限る。(3)において同じ。)の経営の財源に充てるために行われているものであること。</p>		<p>法第 26 条第 1 項 審査基準第 1-3-(1)、(3)</p>
<p>(2)事業内容</p>	<p>1 収益事業の経営により、社会福祉事業の経営に支障を来していないこと。</p> <p>2 事業規模が社会福祉事業に比べて過大なものとなっていないこと。</p> <p>3 社会福祉法人の社会的信用を傷つけるおそれのあるもの及び投機的なものでないこと。</p> <p>4 社会福祉事業用設備の使用又は社会福</p>		<p>審査基準第 1-3-(4) 審査要領第 1-3-(3)、(4)</p> <p>審査基準第 1-3-(5)</p> <p>審査基準第 1-3-(2) 審査要領第 1-3-(2)</p> <p>法第 26 条第 1 項 審査基準第 1-3-(4)</p>

	<p>社事業従事職員の兼務により、本来の業務に支障を来していないこと。</p> <p>5 収益事業は、特別会計とされていること。</p> <p>収益が社会福祉事業又は公益事業の経営に充てられていること。</p>		<p>法第 26 条第 2 項 定款準則第 16 条</p> <p>法第 26 条第 1 項 審査基準第 1-3-(3) 定款準則第 21 条備考二 (収益の処分) の条</p>
<p>Ⅲ 管理</p>			
<p>1 人事管理</p>			
<p>(1) 任免関係</p>	<p>施設長の任免に当たっては、理事会の議決を経ていること。</p>		<p>審査基準第 3-6-(4) 定款準則第 12 条第 2 項</p>
<p>(2) 職務関係</p>	<p>職員の資質向上を図るため、職員研修について具体的計画が立てられていること。</p>		<p>法第 90 条第 1 項</p>
<p>2 資産管理</p>	<p>1 基本財産、運用財産、公益事業用財産及び収益事業用財産は、明確に区分管理されていること。</p>		<p>審査基準第 2-2 定款準則第 13 条、同条備考</p>
	<p>2 基本財産(社会福祉施設を経営する法人にあつては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。)の管理運用は、安全、確実な方法、すなわち元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生じる方法で行われていること。</p>	<p>次のような財産又は方法で管理運用することは原則として適当でない。</p>	<p>審査基準第 2-3-(1) 定款準則第 15 条第 2 項</p>
		<p>① 価格変動の激しい財産(株式、株式投資信託、金、外貨建債権等)</p>	
		<p>② 客観的評価が困難な財産(美術品、骨董品等)</p>	
		<p>③ 減価する財産(建築物、建造物等減価償却</p>	

	<p>3 基本財産以外の資産（運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたって、安全、確実な方法で行われていることが望ましいこと。</p>	<p>資産) ④ 回収が困難になるおそれのある方法(融資)</p> <p>運用財産、公益事業用財産、収益事業用財産については、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められる。ただし、子会社の保有のための株式の保有等は認められない。また、株式の取得は公開市場を通してのもの等に限る。</p>	<p>審査基準第 2-3-(2)</p>
	<p>4 株式の保有は原則として右の場合に限られること。</p>	<p>① 基本財産以外の資産の運用管理の場合。ただし、あくまで管理運用であることを明確にするため、上場株や店頭公開株のように、証券会社の通常取引を通じて取得できるものに限る。</p> <p>② 社会福祉法人において、基本財産として寄付された場合。これは設立時に限らず、設立後に寄付されたものも含む。</p> <p>③ 上記①及び②の場合は株式の保有が認められるが、その場合でも、当該社会福祉法人が当該営利企業を実質的に支配することがないように、その保有の割合は、2分の1を超えてはならない。</p> <p>④ 基本財産として株</p>	<p>審査要領第 2-(8)～(10)</p>

<p>3 会計管理 (1)予算</p>	<p>7 法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、すべて基本財産として定款に記載されていること。また、当該不動産の所有権について登記がなされていること。</p>	<p>基本財産とすべき不動産とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいうこと。</p>	<p>審査基準第 2-2-(1)イ</p>
	<p>8 基本財産を、(所轄庁)の承認を得ずに、処分し、貸与し又は担保に供していないこと(独立行政法人福祉医療機構に担保を供する場合及び独立行政法人福祉医療機構との協調融資に係る場合を除く。)</p>	<p>所定の手続を経ずに、処分、貸与し又は担保に供している基本財産がないことが登記簿謄本により確認されること。</p>	<p>審査基準第 2-2-(1)ア、第 5-(1) 定款準則第 14 条 審査要領第 2-(5)</p>
	<p>9 社会福祉事業の経営上必要な運用財産は、適正に管理され、処分がみだりに行われていないこと。</p>		<p>審査基準第 2-2-(2)イ</p>
	<p>10 不動産を国又は地方公共団体から借用している場合は、国又は地方公共団体の使用許可等を受けていること。</p>		<p>審査基準第 2-1-(1)</p>
	<p>11 不動産を国又は地方公共団体以外の者から借用している場合は、その事業の存続に必要な期間の利用権を設定し、かつ、登記がなされていること。</p>		<p>審査基準第 2-1-(1)</p>
	<p>1 予算は、定款の定</p>		<p>定款準則第 12 条備考一</p>

<p>(2)会計処理</p>	<p>めに従い適正に編成されていること。</p> <p>2 予算が適正に執行されていること。 なお、予算の執行に当たって、変更を加えるときは、あらかじめ理事会の同意を得ていること。</p> <p>1 経理規程を制定していること。</p> <p>2 会計責任者が置かれていること。 なお、会計責任者と出納職員の兼務は避け、内部けん制組織が確立されていること。</p> <p>3 現金保管については、保管責任が明確にされていること。</p>		<p>(評議員会の権限)の条、第17条</p> <p>定款準則第12条備考一 (評議員会の権限)の条、第21条</p> <p>定款準則第20条 新会計基準 (課長通知) 1-(4) 旧会計基準 (局長通知) 3-(1)、4-(1) 「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成12年2月17日社会・援護局企画課長等連名通知) 「社会福祉法人会計基準」及び「指定介護老人福祉施設等会計処理等取扱指導指針」等の当面の運用について」(平成12年12月19日社会・援護局施設人材課長等連名通知)</p> <p>新会計基準 (課長通知) 1-(1)、1-(2) 旧会計基準 (課長通知) 1-(1)</p> <p>新会計基準 (課長通知) 1-(1) 旧会計基準 (課長通知) 1-(1)</p> <p>定款準則第12条備考一 (評議員会の権限)の</p>
<p>(3)債権債務の状況</p>	<p>1 借入金は、理事会の議決 (及び評議員</p>		<p>定款準則第12条備考一 (評議員会の権限)の</p>

	<p>会の意見の聴取) を経て行われていること。</p> <p>また、借入金が、事業運営上の必要によりなされたものであること。</p>		<p>条、第 17 条、第 21 条</p>
(4)決算及び財務諸表	<p>2 借入金の償還財源に寄附金が予定されている場合は、法人と寄附予定者との間で書面による贈与契約が締結されており、その寄附が遅滞なく履行されていること。</p> <p>1 決算手続は定款の定めに従い適正に行われていること。</p> <p>2 財産目録、貸借対照表及び収支計算書が整備され、保存されていること。</p>		<p>審査要領第 2-(1)、(2)</p> <p>定款準則第 12 条備考一 (評議員会の権限) の条、第 18 条第 1 項、第 3 項 新会計基準 (課長通知) 3 旧会計基準 (課長通知) 1-(3)</p> <p>法第 44 条第 2 項、第 4 項 定款準則第 18 条第 1 項、第 2 項 新会計基準 (課長通知) 3 旧会計基準 (課長通知) 1-(3)</p>
(5)その他	<p>1 社会福祉施設の利用者又は利用者の家族等に寄附金を強要していないこと。</p> <p>2 社会福祉施設の利用者から預かっている金銭は別会計で経理されているとともに</p>		<p>指導監督徹底通知 5-(4)-エ</p> <p>新会計基準 (課長通知) 1-(3) 指導監督徹底通知 5-(4)-エ</p>

<p>4 その他</p>	<p>に適正に管理がなされていること。</p> <p>1 法人が提供する福祉サービスの内容、法人の財務状況等について関係者に対する情報提供が適切に行われていること。</p> <p>2 福祉サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じていること。</p> <p>3 福祉サービスに関する苦情解決の仕組みへの取組が行われていること。</p> <p>4 当該法人が登記しなければならない事項について登記がなされていること。</p>	<p>法人の業務及び財務等に関する情報はインターネットを活用するなどにより自主的に公表することが適切であること。</p> <p>また、法人の理事及び評議員の氏名、役職等の情報も同様の方法で公表することが望ましいこと。</p>	<p>法第 44 条第 4 項、第 75 条（第 2 項を除く）～第 77 条、第 79 条 審査基準第 3-5-(2) 定款準則第 18 条第 2 項</p> <p>法第 78 条第 1 項</p> <p>法第 82 条</p> <p>組合等登記令（昭和 39 年政令第 29 号） 審査基準第 2-1-(1)</p>
--------------	---	--	--